

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第21号

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
施設	区分	入館料の額			施設	区分		金額（1人1回につき）	
		1回券（1人につき）		1年券（1人につき）		瀬戸蔵ミュージアム	個人		大学生又は高校生
		個人	20人以上の団体						
瀬戸蔵ミュージアム	一般	円 500	円 400	円 1,500	瀬戸蔵ミュージアム	個人	大学生又は高校生	300円	
	大学生又は高校生	300	240	900			65歳以上の者	300円	
	65歳以上の者	300	240	900			その他の者	500円	
					20人以上の団体	大学生又は高校生	240円		
						65歳以上の者	240円		
						その他の者	400円		
備考									
1 一般とは、15歳以上の者（「大学生又は高校生」に該当する者及び「65歳以上の者」に該当する者を除く。）をいう。									

2 大学生又は高校生とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

3 1年券は、第6条第1項に定める入館料を納付した日から起算して1年間有効とし、その間において回数の制限なく入館することができる。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。